

平成30年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添1-1

(公正取引委員会30-①)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化					
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	31年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	21,832	28,840	37,244	47,929
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	21,832	28,840		
	執行額(千円)		16,285	20,724		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—				

測定指標	相談事例の公表件数		実績値					評価対象 年度	達成
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～ 29年度	目標達成
			12件	14件	12件	13件	12件		
			10件以上						
	年度ごとの目標値								
	取引実態調査結果の公表 件数		実績値					評価対象 年度	達成
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～ 29年度	相当程度 進展あり
			1件	0件	0件	1件	2件		
			2件以上			1件以上			
	年度ごとの目標値								
	独占禁止法に係る各種ガ イドラインの普及・啓発に よる独占禁止法違反行為 の未然防止状況		施策の進捗状況(実績)					評価対象 年度	達成
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～ 29年度	相当程度 進展あり
			別紙1のとおり。						
			年度ごとの目標値						
	独占禁止法に係る事業者 等からの相談への対応に よる独占禁止法違反行為 の未然防止状況		施策の進捗状況(実績)					評価対象 年度	達成
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～ 29年度	相当程度 進展あり
別紙2のとおり。									
年度ごとの目標値									
取引実態調査結果の公表 及び普及・啓発を行うこと による独占禁止法違反行 為の未然防止状況(注)		実績値					評価対象 年度	達成	
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	27年度～ 29年度	相当程度 進展あり	
		別紙3のとおり。							
		年度ごとの目標値							

(注) 「平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」(平成29年3月31日公表)からの変更点:独占禁止法違反行為の未然防止状況について、より実態に即した客観的な測定・評価を行う観点から、①「事業者、事業者団体等に対する要請・指導」を「事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数」に改め、カウント対象を具体化したほか、②「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数」のカウント対象を、報告書本体及び概要を集計したものから、関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したものに改め、関連ファイルの多寡がアクセス数の集計に与えないようにするなどの変更を行っている。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「相談事例の公表件数」は目標を達成した。 また、「取引実態調査結果の公表件数」の平成28年度及び平成29年度の目標は達成したが、平成27年度の目標は達成できなかった。 独占禁止法に係る事業者等からの相談は毎年度1,000件程度を受け付け、相談事例集のアクセス件数も15,000件を超える多数を維持している。取引実態調査結果の事業者、事業者団体への報告書送付の実施件数等は平成29年度に大幅に増加している。独占禁止法に係る各種ガイドラインの説明会の参加者数もおおむね増加傾向にある。 以上から、本施策は、一部の指標で目標を達成できなかったものの、独占禁止法の未然防止は相当程度進展したと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要かつ有効であり、相談対応に限られた人員で7日以内に処理していることや、講習会等を通じて取引実態調査結果、ガイドラインを広く普及した取組は効率的であったと評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。 【測定指標】 各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。 a より実態に即した客観的な測定・評価を行う観点から、平成30年度以降における「取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」の実績値として「講習会、講師派遣等の参加者数」及び「日刊新聞の報道量」を追加する。 b 独占禁止法の未然防止の効果を高めるため、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会で、ガイドラインの説明を行うなどして、より多くの事業者等にガイドラインの普及・啓発に引き続き努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	・相談事例集は、事業者だけでなく学者などの関心が高いことから掲載事例の件数を増やしてはどうか。(多田委員) (意見を踏まえ、主要な事例を簡潔にまとめることとのバランスを踏まえながら、掲載事例の件数を増やせるかどうか検討することとしたい旨回答した。) ・新聞発表をする際には、まとめ方を工夫していただき、コンパクトかつポイントをまとめた資料作りが必要である。(池谷委員) ・相談事例集のページにアクセスをしても、必要な情報を見つけれず、去ってしまう方もいると考えられるので、法律に詳しくない利用者向けに検索機能を付けてはどうか。(中村委員) (既に年度別及び行為類型別の事例検索は可能であるが、予算上の制約を踏まえながら、さらなる検索の容易性を向上するように検討したい旨回答した。) ・アウトプット指標である相談対応がアウトカムである違反の未然防止に結びついているのか、手間と意義のトレードオフを考慮した上で、一つ事例を検証してはどうか。(小林委員) (意見を踏まえ、どのような検証方法が可能か否か、今後検討することとしたい旨回答した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「独占禁止法に関する相談事例集(平成26年度)について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成27年6月17日 ②「独占禁止法に関する相談事例集(平成27年度)について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成28年6月15日 ③「独占禁止法に関する相談事例集(平成28年度)について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成29年6月21日 ④「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成28年4月28日 ⑤「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成29年6月28日 ⑥「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」 作成者: 公正取引委員会 作成時期: 平成29年11月29日 (注) 前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。
---------------------------	--

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 真淵 博 取引調査室長 高居 良平 相談指導室長 -	政策評価実施時期	平成30年4月～7月
-------	----------------------------------	--------------------	---	----------	------------

測定指標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 明会の開催件数[102件] ② 明会の参加者数[約5,490名] ③ 不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[5件] ④ 不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[約170名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[74件] ② 同左[約4,220名] ③ 同左[5件] ④ 同左[約120名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[103件] ② 同左[約6,070名] ③ 同左[6件] ④ 同左[約350名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[95件] ② 同左[約7,190名] ③ 同左[2件] ④ 同左[約40名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[97件] ② 同左[約6,840名] ③ 同左[4件] ④ 同左[約120名]
年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。					

測定指標	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 事業者等からの相談件数[1,046 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[13,763件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[1,068件] ② 同左[8,238件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[947件] ② 同左[15,800件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[977件] ② 同左[16,150件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[991件] ② 同左[18,168件]
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

測定指標		施策の進捗状況(実績)				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。
取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	① 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数[8件]	① 同左[0件]	① 同左[0件]	① 同左[0件]	① 同左[12件]	① 同左[2,491件]
	② 講習会、講師派遣等の実施回数[2件]	② 同左[0件]	② 同左[0件]	② 同左[0件]	② 同左[1件]	② 同左[9件]
	③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数[8,829件](注)	③ 同左[4,033件]	③ 同左[3,375件]	③ 同左[8,132件]	③ 同左[20,758件]	
	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[8,829件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[4,033件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[3,375件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[2,456件]	(1) (平成25年7月23日)「ガソリンの取引に関する調査について」[1,764件]	
	(2) —	(2) —	(2) —	(2) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[5,676件]	(2) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[1,313件]	
	(3) —	(3) —	(3) —	(3) —	(3) (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[8,179件]	
年度ごとの目標値	(4) —	(4) —	(4) —	(4) —	(4) (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[9,502件]	
		取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

(注) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

実績評価書資料

担当課 取引企画課・取引調査室・相談指導室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等
取引慣行等の適正化

【具体的内容】

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応、取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。（平成27年度ないし平成29年度）

3. 評価の実施時期

平成30年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 事業者等からの相談への対応

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、これから実施しようとして検討している具体的な事業活動に

について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務総局の本局（東京都に所在。以下「本局」という。）のほか、全国各地の地方事務所及び支所（以下「地方事務所等」という。）に設けており、当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において周知している。

平成25年度以降の事業者等からの相談件数は表1のとおりである。

表1 事業者等からの相談件数

相談者	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業者	803件	832件	750件	776件	780件
流通取引に関する相談	516件	575件	537件	509件	552件
技術取引に関する相談	55件	38件	35件	30件	30件
共同研究開発に関する相談	17件	14件	12件	25件	15件
共同行為に関する相談	125件	116件	80件	109件	101件
その他	90件	89件	86件	103件	82件
団体	243件	236件	197件	201件	211件
合計	1,046件	1,068件	947件	977件	991件

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として取りまとめ、毎年度公表している。平成25年度以降の相談事例集への掲載事例件数、ウェブサイトへのアクセス数の推移は表2のとおりである。

表2 相談事例集への掲載事例件数、ウェブサイトアクセス数

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公表件数	12件	14件	12件	13件	12件
アクセス数	13,763件	8,238件	15,800件	16,150件	18,168件

(2) 取引実態調査の実施・公表等

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から

調査を行い、調査対象とした業界の取引慣行の問題点等について整理した上、当該調査結果を取りまとめて公表している。

平成 25 年度以降の取引実態調査結果の公表状況は、表 3 のとおりである。

表 3 取引実態調査結果の公表状況

	年度	公表した取引実態調査
これまでの実績	25年度	ガソリンの取引に関する調査（平成25年7月23日公表。以下「ガソリン調査」という。）
評価対象期間の実績	28年度	ガソリンの取引に関するフォローアップ調査（平成28年4月28日公表。以下「ガソリンFU調査」という。）
	29年度	液化天然ガスの取引実態に関する調査（平成29年6月28日公表。以下「LNG調査」という。）
		公立中学校における制服の取引実態に関する調査（平成29年11月29日公表。以下「制服調査」という。）

（注）平成26年度及び平成27年度は公表していない。

平成 25 年度以降の事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数等の推移は、表 4 のとおりである。

表 4 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数等

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数	8 件	0 件	0 件	12 件	2,491 件
講習会、講師派遣等の実施回数	2 件	0 件	0 件	1 件	9 件
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数(注)	8,829 件	4,033 件	3,375 件	8,132 件	20,758 件
ガソリン調査	8,829 件	4,033 件	3,375 件	2,456 件	1,764 件
ガソリンFU調査	－	－	－	5,676 件	1,313 件
LNG 調査	－	－	－	－	8,179 件
制服調査	－	－	－	－	9,502 件

(注) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの

(3) 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会では、独占禁止法の考え方を明確化することで事業者等の予見可能性を向上させ、独占禁止法違反行為の未然防止を図るために、不当廉売ガイドライン、事業者団体ガイドライン等の各種ガイドラインを策定・公表し、ガイドラインの説明会を開催したり、事業者等が開催する研修会や講演会に講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

なお、事業者等の活動に関する主要なガイドラインは、表5のとおりである。

表5 事業者等の活動に関する主要なガイドライン

・「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(流通・取引慣行ガイドライン)(平成3年7月)(以下「流取ガイドライン」という。)
・「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(共同研究開発ガイドライン)(平成5年4月)
・「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(事業者団体ガイドライン)(平成7年10月)
・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(パテントプールガイドライン)(平成17年6月)
・「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(農協ガイドライン)(平成19年4月)
・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(知的財産ガイドライン)(平成19年9月)
・「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(排除型私的独占ガイドライン)(平成21年10月)
・「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(不当廉売ガイドライン)(平成21年12月)
・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(優越的地位濫用ガイドライン)(平成22年11月)

近年では、各種ガイドラインの効率的な普及・啓発を図るため、①事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図るとともに、②商工会議所等の経営指導員を対象とした研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、経営指導員が事業者等から経営等の相談を受けた際にガイドラインを参照した対応ができるようにしている。

また、特定のガイドラインのうち、事業者等からのニーズも踏まえた説明会も実施している。例えば、不当廉売ガイドラインについては、事業者等から講演依頼に応じて、公正取引委員会の職員を派遣し、当該ガイドラインの浸透状況に応じた普及・啓発を行った。

平成 25 年度以降に、事業者等が開催する会合及び商工会議所・商工会の経営指導員向け研修会へ公正取引委員会の職員を講師として派遣するなどした件数及び参加人数の推移は、表 6 のとおりである。

表 6 ガイドラインの説明会開催件数・参加人数

年度	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業者等向け	25 件 (1,440 名)	23 件 (1,175 名)	52 件 (3,465 名)	54 件 (4,578 名)	62 件 (4,384 名)
経営指導員向け	77 件 (4,050 名)	51 件 (3,040 名)	51 件 (2,609 名)	41 件 (2,611 名)	35 件 (2,453 名)
合 計	102 件 (5,490 名)	74 件 (4,215 名)	103 件 (6,074 名)	95 件 (7,189 名)	97 件 (6,837 名)
上記のうち不当 廉売ガイドライ ンの説明会	5 件 (170 名)	5 件 (120 名)	6 件 (350 名)	2 件 (42 名)	4 件 (124 名)

(注) 括弧内の件数は説明会主催者により示された参加者数

さらに、全国の商工会議所や商工会が発行する会報誌に、独占禁止法に係る記事を掲載してもらうよう働きかけるなど、ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図った。会報誌への独占禁止法に係る記事の掲載件数は、平成 27 年度は 30 回、平成 28 年度は 25 回、平成 29 年度は 30 回であり、このようにして、全国の商工会議所や商工会の会員に対して広範に独占禁止法やガイドラインの普及・啓発を図った。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、未然防止を図ることも重要である。

①事業者等からの個別相談への対応及び当該相談事例の公表、②取引

実態調査の実施・公表等、③独占禁止法上の考え方を示したガイドラインの普及・啓発は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止するものであり、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すために必要である。

(2) 有効性

ア 事業者等からの相談への対応

- (7) 相談事例集の掲載事例件数を充実させ、事業者等の独占禁止法に対する理解を促し、独占禁止法に係る事業者等からの相談に適切に対応し、事業者等の独占禁止法に対する理解や予見可能性を向上させることは、独占禁止法違反行為の未然防止につながるため、相談事例集の掲載事例件数、事業者等からの相談件数、相談事例集のアクセス件数を指標として設定し、効果を測定した。

- (イ) 近年、公正取引委員会では、事業者等からの相談を毎年度1,000件程度受け付けており、独占禁止法違反行為の未然防止に一定の効果があつたといえる。

事業者等からの相談事例集への掲載事例件数は、表2のとおりであり、年間10件以上とした目標をいずれの年度も達成した。

平成29年6月に公表した相談事例集には、①メーカーが商品売残りのリスク等を自ら負うことを前提として、販売委託先の小売業者に対して販売価格を指示する事例、②メーカーが共同研究開発の参加者に対し、成果である技術の供与及び当該技術を用いた製品の販売を第三者に行うことを一定期間制限する事例、③メーカー2社が商品配送の効率化のため、遠隔の地域に所在する取引先への配送を共同化する事例等、事業者等の独占禁止法違反行為の未然防止につながるものであり、今後の事業活動の参考となると考えられる事例を掲載している。

このように相談事例を充実させることによって、各種ガイドラインを補って、事業者等の独占禁止法に対する理解を促す効果があるものと考えられる。

また、前記5(1)のとおり、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した相談事例集へのアクセス数は、平成27年度より引き続き15,000件を超えており、多数を維持している。

以上のことから、多数の事業者等が公正取引委員会に事前相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、独占禁止法違反行為の未

然防止に有効な取組であったと評価できる。

イ 取引実態調査の実施・公表等

- (7) 取引実態調査の公表及び普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させることは、独占禁止法の未然防止につながるため、取引実態調査結果の公表件数、事業者、事業者団体等への報告書送付等の実施件数、講習会、講師派遣等の実施回数、公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数を指標として設定し、効果を測定した。

- (イ) 取引実態調査結果の公表件数は、表3のとおりであり、平成27年度は0件（目標値：2件以上）、平成28年度は1件（目標値：1件以上）、平成29年度は2件（目標値：1件以上）であり、平成28年度及び平成29年度においては目標を達成した。平成28年度以降の目標値については、平成27年度に実施した政策評価委員会における委員からの意見（測定指標の目標設定に課題があるのではないか）を踏まえ、「2件以上」を「1件以上」に改めている。

平成27年度の取引実態調査結果の公表件数が0件であった理由は、取引実態調査は実施したものの、当該年度中に競争政策上の有効な提言を行うに至らなかったためである。関連して、平成27年度においては、「事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数」及び「講習会、講師派遣等の実施回数」も0件となっている。

事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数は、平成28年度は12件、平成29年度は2,491件であった。平成28年度の12件は書面調査先7社等に対するものであるところ、平成29年度の大幅な増加は、制服調査において、書面調査で回答のあった公立中学校447校に加え、全国の市区町村教育委員会（1,806機関）等に報告書概要を送付したためである。

講習会、講師派遣等の実施回数は、表4のとおりであり、平成28年度は1件、平成29年度は9件であった。平成28年度の1件は業界団体に対するものであるところ、平成29年度の大幅な増加は、公表案件が2件あったことに加え、外部からの依頼が多かったことによるものである。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数は、表4のとおりであり、平成27年度は3,375件、平成28年度は8,132件、平成29年度は20,758件であった。平成29年度の大幅な増加は、LNG調査8,179件、制服調査9,502件の影響が大きいところ、特に制服調査については、全国の市区町村教育委員会（1,806機関）等に

報告書概要の送付を実施した12月のみで4,987件のアクセスがあったため、送付先から一定数のアクセスがあったものと考えられる。

以上のことから、取引実態調査結果の公表件数については平成27年度の目標を達成することができなかったものの、取組全体としては、独占禁止法違反行為の未然防止に有効なものであったと評価できる。

ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

(7) 各種ガイドラインの普及・啓発を通じて独占禁止法上の考え方の理解や予見可能性を向上させることで、独占禁止法違反の未然防止につながるため、ガイドライン講習会、講師派遣回数、講習会等の参加者数を指標として設定し、効果を測定した。

(イ) 平成27年度ないし平成29年度におけるガイドラインの説明会開催件数・参加者数の推移は表6のとおりであり、説明会開催件数の合計数はおおむね横ばいで、参加者数の合計数はおおむね増加で推移した。

参加者数がおおむね増加で推移した理由は、平成27年から平成29年にかけて流取ガイドラインの改正があり、それに伴って説明会を全国各地で開催したほか、職員を講師派遣するなどして改正の周知を行ったためである。

以上のことから、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発は、独占禁止法違反行為の未然防止に有効なものであったと評価できる。

(3) 効率性

ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応及び相談事例の公表に係る業務については、本局において、職員6人が従事している。このほか、地方事務所等においては、相談対応を専門に担当する部署は存在しないが、地方事務所等の総務課及び経済取引指導官の合計17人が他の業務との兼務で相談対応に従事している。

このように少人数の体制で、日々、事業者等から寄せられる多数の相談に対応し、相談事例を取りまとめ公表を行っているところ、公正取引委員会が平成27年度ないし平成29年度に受け付けた相談の処理日数をみると、平成27年度においては92.9%の事案、平成28年度においては92.1%の事案、平成29年度においては91.6%の事案について、相談を受け付けた日から7日以内に回答している。7日以内に回答した

比率は、いずれの年度も90%以上と高い水準であり、一部の担当者に業務が集中しないように、担当事案を適宜割り振るなどして迅速な処理を維持できており、効率的に行われていると評価できる。

イ 取引実態調査の実施・公表等

取引実態調査結果の公表後は、報告書をウェブサイトに掲載したほか、関係者が多数参加する会合（例：LNG調査における32か国・地域のLNG関係者1,200名以上が参加した「LNG産消会議2017」）への職員派遣、関係者（例：制服調査における全国の市区町村教育委員会[1,806機関]）に対する報告書の送付等を通じて、各国・地域や日本国内の関係者に対して、効率的に調査結果の普及・啓発を図ることができた。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価できる。

ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を派遣するとともに、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会に公正取引委員会の職員を派遣してガイドラインの普及・啓発を行うことにより、全国にわたってより多くの事業者等に対して独占禁止法上の考え方の周知が図られ、事務処理に要するコストの削減に寄与したことから効率的に行われたと評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「相談事例の公表件数」は目標を達成した。

また、「取引実態調査結果の公表件数」の平成28年度及び平成29年度の目標は達成したが、平成27年度の目標は達成できなかった。

独占禁止法に係る事業者等からの相談は毎年度1,000件程度を受け付け、相談事例集のアクセス件数も15,000件を超える多数を維持している。取引実態調査結果の事業者、事業者団体への報告書送付の実施件数等は平成29年度に大幅に増加している。独占禁止法に係る各種ガイドラインの説明会の参加者数もおおむね増加傾向にある。

以上から、本施策は、一部の指標で目標を達成できなかったものの、独占禁止法の未然防止は相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要かつ有効であり、相談対応に限られた人員で7日以内に処理していることや、講習会等を通じて取引実態調査結果、ガイドラインを広く普及した取組は効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。

(イ) 測定指標

各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持するが、以下の点は改善する必要がある。

a より実態に即した客観的な測定・評価を行う観点から、平成30年度以降における「取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」の実績値として「講習会、講師派遣等の参加者数」及び「日刊新聞の報道量」を追加する。

b 独占禁止法の未然防止の効果を高めるため、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会で、ガイドラインの説明を行うなどして、より多くの事業者等にガイドラインの普及・啓発に引き続き努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行うこととする。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 相談事例集は、事業者等だけでなく学者などの関心が高いことから掲載事例の件数を増やしてはどうか。 (意見を踏まえ、主要な事例を簡潔にまとめることとのバランスを踏まえながら、掲載事例の件数を増やせるかどうか検討することとしたい旨回答した。)	多田委員
---	------

○ 新聞発表をする際には、まとめ方を工夫していただき、コンパクトかつポイントをまとめた資料作りが必要である。	池谷委員
○ 相談事例集のページにアクセスをしても、必要な情報を見つけられず、去ってしまう方もいると考えられるので、法律に詳しくない利用者向けに検索機能を付けてはどうか。 (既に年度別及び行為類型別の事例検索は可能であるが、予算上の制約を踏まえながら、さらなる検索の容易性を向上するように検討したい旨回答した。)	中村委員
○ アウトプット指標である相談対応がアウトカムである違反の未然防止に結びついているのか、手間と意義のトレードオフを考慮した上で、一つ事例を検証してはどうか。 (意見を踏まえ、どのような検証方法が可能か否か、今後検討することとしたい旨回答した。)	小林委員